

小・中学生も
対象となりました

子ども医療費給付制度の対象を拡充しました



子ども医療費給付制度（通院分）の対象は、小学校就学前までとしていましたが、平成29年10月診療分より、小学校就学から中学校卒業を迎える年度までの児童・生徒も給付の対象となりました（所得制限あり）。なお、給付を受けるには事前の申請が必要です。

▽申請期限 8月31日（必着）
▽申請場所 子育て支援課（市役所新館3階）／岩木総合支所民生課／相馬総合支所民生課

▽申請に必要なもの 受給資格認定申請書／児童の保険証／印鑑（シャチハタ不可）／申請者名義の口座（通帳、キャッシュカード等）／マイナンバー（通知カードなど〈児童生徒と保護者両方〉）
※その他、所得課税証明書が必要な場合もあります。

■問い合わせ先 子育て支援課（☎40・7039）／岩木総合支所民生課（☎82・1628）／相馬総合支所民生課（☎84・2111）

実施結果を
公表します

平成28年度弘前市パブリックコメント制度実施結果

平成28年度は6の施策について実施され、1件の意見が寄せられました。各施策の実施状況は下表のとおりです（募集開始年月日順）。

なお、結果はすべて市ホームページで公表しています。

■問い合わせ先 広聴広報課（☎35・1194）

	募集期間	意見などの提出件数	政策案の修正の有無	問い合わせ先
①弘前市地域公共交通網形成計画（素案）	4月15日～4月30日	0件	無	都市政策課（☎35・1124）
②弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）	8月1日～8月16日	0件	無	健康づくり推進課（☎37・3750）
③弘前市立地適正化計画（素案）	10月11日～10月31日	1件	無	都市政策課（☎35・1134）
④第2次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（案）	1月20日～2月8日	0件	無	ひろさき未来戦略研究センター（☎40・7016）
⑤ひろさきライフ・イノベーション戦略（案）	2月24日～3月15日	0件	無	ひろさき未来戦略研究センター（☎40・7021）
⑥弘前型スマートシティ構想（改訂案）	3月8日～3月23日	0件	無	スマートシティ推進室（☎40・7109）

常盤野小・中学校で 学びたい子どもたちを市内全域 から募集します！



平成30年4月から、常盤野小・中学校（常盤野字湯の沢）を小規模特認校に指定し、市内全域から入学・転学する児童生徒を募集します。

小規模特認校制度とは、特色ある教育環境の小規模校で学びたい子どもたちが、通学区域外の市内のどこからでも通うことができる制度です。

常盤野の豊かな大自然の中で、体験活動を生かした教育や子どもたち一人一人に寄り添うきめ細やかな指導を受け、学校生活を過ごしてみませんか。

▽入学・転入学の時期 平成30年4月1日

▽受付期間 10月2日～12月20日

▽募集定員 小・中学校ともに各学年10人程度

▽就学期間 原則、入学時から卒業まで

【説明会、見学会および体験入学】

▽とき ①7月3日の午後2時～3時、②7月30日の午前10時半～11時半、③8月19日の午後1時

半～2時半、④8月28日の午後2時～3時、⑤10月16日の午前9時～10時、⑥12月4日の午前9時～10時

▽ところ ①・④・⑤・⑥＝常盤野小・中学校／②・③＝ヒロロ（駅前町）3階多世代交流室2

※②・③は説明会のみ実施／説明会や体験入学を希望する場合は、事前に学校づくり推進課へ連絡を／詳しくは市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先 学校づくり推進課（☎82・1645）



これからの弘前にあなたのアイデアを！

弘前市の新しい総合計画 策定のための意見交換会

市では、20年後の将来都市像「子どもたちの笑顔あふれるまち弘前」を実現するため、弘前市経営計画を作り、各事業に取り組んでいます。現在の経営計画は今年度で終了し、来年度からは、次期総合計画に基づいて市政を運営します。

この次期総合計画に市民の皆さんの意見やアイデアを反映させ、より良い弘前を目指すため、意見交換会を開催します。

▽対象 開催地区の市民

地区名	とき	ところ
和徳	7月7日 午後6時半～7時半	和徳公民館（大久保字沼田）講堂
船沢	7月11日 午後3時半～4時半	船沢公民館（折笠字宮川）第1会議室
時敏	7月13日 午後1時半～2時半	社会福祉センター（宮園2丁目）大会議室
新和	7月14日 午後6時～7時	新和地区体育文化交流センター（種市字木幡）郷土芸能習得室

※他地区の開催日程は広報ひろさき次号などで順次お知らせします。

■問い合わせ先 広聴広報課（☎35・1194）／ひろさき未来戦略研究センター（☎40・7021）

環境ニュース

被害が大きくなるうちに対処しましょう

敷地内の雑草や害虫などの対処はお早めに

空き地や空き家、家庭の庭などで、雑草が茂ったり害虫が発生したりして困っているとの相談が近隣住民から寄せられています。空き地などの所有者や管理者は、近隣住民の生活に迷惑を掛けないよう、定期的に雑草を刈り取ったり、害虫の駆除を行ったりするなど、適切な管理をお願いします。

また、樹木に害を及ぼすガの一種のアメリカシロトリの駆除には、地域ぐるみで薬剤散布を実施することが効果的です。そのため、市では町会を対象に薬剤噴霧器の貸し出しを行っていますので、詳しくはお問い合わせください。なお、自分で対処できない場合は、害虫駆除業者や造園業者などに相談ください。

■問い合わせ先 環境管理課（町田字筒井、☎36・0677）

自然環境を守り、良好な景観を維持していくために

やめよう！不法投棄

ごみを人目につかない山林や空き地などに捨てる人がいます。不法投棄されたごみにより、自然環境や景観が悪くなるだけでなく、元に戻すためには多くの労力と費用を要します。



また、家庭ごみ集積所でも、故意に市で収集しないごみを捨てたり、事業活動に伴って排出されるごみを捨てる行為は不法投棄にあたる場合があります。

野焼きはやめましょう

家庭や事業所から出たごみを、ドラム缶に入れて焼却したり、空き地や河川敷などで焼却したりする「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

野焼きは、悪臭や煙による近隣トラブルにつながるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、健康への影響が心配されます。

例外として、農業を営むためにやむを得ないものとして行う焼却は法律で禁止されていませんが、周辺住民などからの苦情が出ないように、煙やにおいには注意を払ってください。

⚠️ 重い罰則が科せられます！

不法投棄や野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人は3億円）またはその両方の罰則が課せられます。

■問い合わせ先 環境管理課（町田字筒井、☎35・1130、32・1952）